

「美の国あきた i-Construction推進協議会」 設置規約

（名称）

第1条 本協議会の名称は、「美の国あきた i-Construction推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、秋田県が発注する「ICT活用工事（ICTの全面的な活用）」について、発注機関・建設企業・測量企業等の各関係機関が推進に向けた認識の共有を図るとともに、課題を抽出し、対応策の検討や事業効果の検証を行い、受発注者を支援することによって、ICT施工に精通した人材の育成を図り、ICT活用工事を普及促進し、建設現場における生産性向上を図ることを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の事項について検討等を実施する。

- （1）ICT活用工事の実施における効果や課題の整理
- （2）課題への対応策の検討
- （3）先進的取組の情報共有（知識の習得など）
- （4）普及啓発に関する事項（現場見学会、研修の開催など）
- （5）その他ICT活用工事に関し、必要な事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる機関をもって構成する。

（会長）

第5条 協議会には、会長を置く。

- 2 会長は、秋田県建設部技術管理課長とする。

（開催）

第6条 協議会は、会長が召集し運営する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会メンバー以外の者をオブザーバーとして会議への出席を要請し、意見または説明を求めることができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務局を、秋田県建設部技術管理課に置く。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が定めるものとする。

（附則）

この規約は、平成30年2月1日から施行する。

別表1

美の国あきた i-Construction推進協議会 組織構成

会 長	秋田県建設部 技術管理課長
国土交通省	国土交通省 東北地方整備局 企画部 国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所
県	秋田県建設部技術管理課 各地域振興局 建設部
各業界団体 関係業者	(一社) 秋田県建設業協会 (一社) 秋田県県土整備コンサルタント協会 秋田県 ICT活用モデル工事受注者 秋田県 ICT活用モデル工事支援業務受注者
オブザーバー	各委員から推薦のあったもの及び会長が必要と認めたもの
事務局	秋田県建設部 技術管理課